

【資料10-1】

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数 の標準に関する法律

○校長定数 学校数×1人

○教頭及び教諭等定数

①学級数に応じて、必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乘ずる率を設定。例えば、3学級の中学校には9人の教員（校長を含む。）が配置できるよう計数を設定している。

②教頭複数配置

中学校 24学級以上

③生徒指導担当

18～29学級の学校数×1

④寄宿舎監定数

寄宿児童生徒数数に応じ 1～4

学級数	計数
1	4.000
2	3.000
3	2.667
4	2.000
5	1.660
6	1.750
7～8	1.725
9～11	1.720
12～14	1.570
15～17	1.560
18～20	1.557
21～23	1.550
	...

○養護教諭定数

3学級以上の学校数×1

複数配置 801人以上

○事務職員定数

3学級の学校×3／4

4学級以上の学校×1

複数配置 21学級以上

○栄養教諭及び学校栄養職員定数

共同調理場 1500人以下×1

1501人～6000人×2

6001人以上×3